

「読売新聞記事データ」に関する利用許諾契約書

<利用者>（以下、「甲」という）と株式会社読売新聞東京本社（以下、「乙」という）は、甲による「読売新聞記事データ」及びその付帯資料（以下、総称して「本製品」という）の利用を乙が許諾することに関し、以下の通り契約（以下、「本契約」という）を締結する。

第1条（定義）

本契約において「読売新聞記事データ」とは、乙を含む読売新聞グループ各社が発行する日刊紙「読売新聞」の日本語記事及び日刊英字紙「The Japan News」（「The Japan News」の前身である「The Daily Yomiuri」を含む）の英文記事並びに各記事の属性データを、新聞の発行年ごとにまとめた言語資料をいう。

第2条（著作権等）

乙は、本製品及び「読売新聞記事データ」に収録された記事の著作権及びその他一切の知的財産権を保有する。

第3条（利用の許諾等）

1. 乙は、甲に対し、本契約の定めに従い、別紙に定める利用料を乙の指定する代理店に支払うことを条件として、本製品を、別紙に定める範囲で利用することを許諾する。
2. 乙は、甲に対し、「読売新聞記事データ」を CD-ROM 又は DVD-ROM に収録した形態で、付帯資料を印刷物の形態で、それぞれ提供する。当該 CD-ROM 又は DVD-ROM 並びに付帯資料の所有権は、提供後も乙に帰属する。

第4条（利用条件）

1. 甲は、本製品を公序良俗に反する目的その他反社会的な目的で利用してはならない。
2. 甲は、「読売新聞記事データ」を甲が管理するコンピュータ（以下、「指定コンピュータ」という）に読み込ませて利用するものとする。
3. 甲は、「読売新聞記事データ」の利用を、甲自身若しくは別紙で定める甲に所属する者に限定するため、ID・パスワードの設定その他のアクセス制限措置をとるものとする。
4. 甲は、前項により「読売新聞記事データ」へのアクセス権限を与えられた者に限り、付帯資料を複製して配布することができる。
5. 甲は乙の書面による承諾がない限り、本製品の全部又は一部及びそれを複製したもの、あるいはそれを復元することができるデータを、有償無償を問わず、第三者に公開、貸与、譲渡及び公衆送信（以下、総称して「公開等」という）してはならない。ただし、「読売新聞記事データ」に収録された日本語文及び英文に含まれる単語その他の文の構成要素を単独で公開等する場合はこの限りでない。
6. 甲は、第1項及び第5項の定め反しない範囲において、本製品の利用によって得ら

れた知見、解析データ等を、「読売新聞記事データ」を使用したことを明記した上で、第三者に公開等することができる。また、発表論文や発表記事等の別刷りまたはコピーを読売新聞東京本社へ1部提出するものとする。

7. 甲は、本製品を利用して開発・制作したコンピュータプログラム、コンピュータシステムその他の成果物（以下、「本成果物」という）を、事前に乙に通知した上で、自ら利用することができる。
8. 甲は、本成果物を第三者に公開等し、その事業に利用させようとする場合には、事前に乙に通知した上で、その可否及び条件について乙の指示に従うこととする。
9. 乙が甲に対して本製品の利用状況を問い合わせた場合には、甲は、速やかに乙に回答するものとする。

第5条（免責事項）

1. 乙は、甲に対し、本製品の内容について、その正確性、有用性、完全性その他いかなる保証もしない。
2. 乙は、甲に対し、本製品の利用によって甲及び第三者に生じたいかなる損害についても、一切の責めを負わない。

第6条（契約期間）

1. 本契約の有効期間は、別紙で定める利用期間の開始から満了までとする。
2. 第7条（利用終了後の措置等）、第9条（解除）第3項、第10条（機密保持）、第12条（損害賠償）、第13条（信義誠実の原則）、第14条（裁判管轄）の各規定は、本契約の終了後も有効に存続するものとする。

第7条（利用終了後の措置等）

1. 甲は、本契約が解除され若しくは終了したときは、ただちに本製品の利用を中止し、「読売新聞記事データ」を収録した CD-ROM 又は DVD-ROM 並びに付帯資料を乙に返還するとともに、それらを複製したものを再利用ができないよう消去又は廃棄し、その証明書を乙に提出するものとする。
2. 前項により利用を中止した場合も、甲は別紙で定めた利用期間分の利用料を支払わなければならないが、支払い済みの利用料は返金しない。

第8条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、相手方に対し、現在及び将来において、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し保証する。
 - (1) 自己又はその役員、主要な株主その他実質的に支配する者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能集団、その他これらに準ずる者（以下、「反社会的勢力」という）であること

- (2) 反社会的勢力と社会的に非難されるような関係を有していること
 - (3) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対し、暴力的行為、詐術・脅迫的行為、業務妨害その他の違反行為を行うこと
2. 甲及び乙は、第1項の表明保証に関し、相手方からの調査に協力し、相手方から求められた事項については、客観的・合理的なものである限り、これに応じ報告するものとする。

第9条（解除）

1. 甲が以下のいずれかの行為を行ったときには、乙は何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。
- (1) 乙の信用を著しく傷つける行為
 - (2) 乙に損害を与える行為
 - (3) 公序良俗に反する行為その他反社会的な行為
 - (4) 前条第1項の保証に違反したとき
2. 乙は、甲が本契約に違反した場合、相当の期間を定めて違反の是正を催告し、当該期間内に違反が是正されなかったときは、本契約を解除することができる。
3. 前二項による本契約の解除は、乙の甲に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

第10条（機密保持）

1. 甲及び乙は、別紙を含む本契約の内容ならびに本契約の締結及び履行に関連して、相手方から機密である旨を明示して開示された情報（以下、「秘密情報」という）を、相手方の書面による承諾なく、本契約の履行以外の目的に使用してはならず、第三者に開示または漏洩してはならない。
2. 甲は、本製品を前項の秘密情報として取り扱うものとし、外部に流出・漏洩しないよう指定コンピュータにおいて必要なセキュリティ対策をとるなど、厳重に管理するものとする。

第11条（譲渡等の制限）

甲及び乙は、相手方の書面による事前の同意がない限り、本契約に基づきいかなる権利、義務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

第12条（損害賠償）

乙は、本契約の履行に関し、甲の責に帰すべき事由により損害を被った場合、これによって生じた通常の損害について、甲に損害賠償を請求することができる。ただし、当該損害が第8条第1項若しくは第10条に反したことによる場合又は甲の故意若しくは重過失による場合は、乙は、これにより被った特別損害及び合理的な弁護士費用を含む損害の賠償を甲に請求することができる。

第13条（信義誠実の原則）

甲及び乙は、互いに協力し、信義を守り、誠実に本契約を履行するものとし、本契約に定めのない事項ならびに本契約に関して疑義が生じた場合は、当事者双方が信義誠実の原則に従って協議するものとする。

第14条（裁判管轄）

本契約から生じる一切の紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上の契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

2018年●月●日

甲：

乙： 東京都千代田区大手町一丁目7番1号
株式会社読売新聞東京本社
メディア局次長兼事業部長 河野修三（印）

別紙

甲及び乙は2018年●月●日に締結した「読売新聞記事データ」に関する利用許諾契約書（以下「本契約」という）に基づき、甲による同データの利用範囲が次のとおりであることを確認し、乙は以下記載の範囲に限り、甲による同データの利用を許諾する。

1. 利用目的

2. 甲が本契約で利用するコンピュータ等

(1) 利用部門名：

(2) 指定コンピュータ（サーバー、端末の別と台数）：

(3) 所在地：

(4) 利用者数・アクセス端末数：

3. 甲及び乙の担当者名・連絡先

甲の担当者・連絡先：

乙の担当者・連絡先：

4. 利用期間

●年●月●日 ～ ●年●月●日

ただし利用期間満了の1か月前までに甲が乙に書面にて通知しない限り、利用期間を1年間自動更新するものとし、更新するたびに甲は以下の利用料を乙の指定する代理店に支払う。

5. 利用料

1年目～5年目 年額●円、6年目以降 年額●円

甲は、1年目から5年目までの利用料を一括して利用開始日から30日以内に、本契約を更新した場合の6年目以降は1年分の利用料を利用期間の更新日から30日以内に、それぞれ、乙の指定する代理店に支払う。

以上